

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		一の所有者による景観協定の認可
根拠法令及び条項		景観法第90条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>景観法第90条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(一の所有者による景観協定の設定)</p> <p>第90条 景観計画区域内の一団の土地(第81条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。</p> <p>2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第83条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)